

確定申告をされる方へ!

社会保険料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)は、所得税の確定申告の際に控除の対象となります。

【対象】平成27年1月1日から12月31日までに納付している保険料(料)

【備考】上記期間に1回でも口座振替で納付された方は、西原町役場から1月中旬に納付証明書を送付します。

納付書払の方は「領収証書」を、年金天引の方は年金保険者から送付される「源泉徴収票」を添付してください。

【窓口での納付証明書の交付申請における注意点】

- ①交付手数料として、1枚につき300円を要します。
- ②窓口に来庁される方は、印鑑・身分証明書(免許証等)を持参してください。
- ③別世帯の方が代理で申請する場合は、本人からの委任状が必要になります。



お問い合わせ (国民健康保険税) 福祉部健康推進課 国民健康保険係 ☎911-9163
 (後期高齢者医療保険料) 福祉部健康推進課 後期高齢者医療保険係 ☎911-9163
 (介護保険料) 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013

軽自動車税の税率が変わります

27年度の税制改正に伴い、下記のとおり税率などが変わります。詳しくは西原町ホームページ、または下記までお問い合わせください。



車種	平成28年度からの税制改正による変化
原動機付自転車及び二輪車等	・税率が引き上げられます ・平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けたものから、新税率が適用されます。
三輪及び四輪の軽自動車	・最初の新規検査から13年を経過した車両は、税率が引き上げられます(電気自動車は除く)。
三輪及び四輪の軽自動車(新車に限る)	・平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受け、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、平成28年度分に限り、グリーン化特例(税の軽減)が適用されます。

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729

償却資産申告について

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産です。西原町内で事業を営み、償却資産を所有している法人・個人事業主が申告対象です。平成28年1月1日現在で所有している資産状況を申告してください。

※町内に事業用として貸し付けている資産をお持ちの法人・個人事業主も対象です

【申告期間】

1月4日(月)～2月1日(月) 8:30～17:15
 ※12:00～13:00及び土・日・祝日は除く

【申告場所】税務課資産税係の窓口

【償却資産の種類】

構築物	機械及び装置	船舶	航空機	車両及び運搬具	工具、器具及び備品
構築物	建築付属設備				

※詳細は西原町ホームページを確認、または下記までお問い合わせください。



お問い合わせ 総務部税務課 資産税係 ☎945-4729

男女共同参画講演会のお知らせ

認知症は正常であった記憶・思考など脳の機能がさまざまな理由で低下していく障害です。日本では65歳以上の方のなかに250万人を超える患者がいると言われていています。このように身近な問題である認知症について講演会を開催します。ぜひ、ご参加下さい。

演題 認知症と福祉コミュニティ ―認知症の人を地域で見守るために―
日時 1月19日(火)15時～ **場所** さわふじ未来ホール 中ホール
講師 かねたけなおみ 金武直美氏 (公社)認知症の人と家族の会 沖縄支部代表
参加費 無料 **主催** 西原町女性団体連絡協議会 **共催** 西原町

お問い合わせ 総務部企画財政課 男女共同参画係 ☎945-4533



防災気象講演会「災害はかならずやってくる」 ～早目の判断・行動で自らの命を守る～



司会:安座間 春奈



講師:波平 常則



講師:新城 格



講師:神谷 大介

日時 1月15日(金)15:00～18:00(14:30開場) **申込方法** 申込用紙(沖縄気象台ホームページに掲載)
場所 さわふじ未来ホール(西原町町民交流センター) に必要事項を記入し、沖縄気象台にFAXまたはメールにより送付してください。
定員 300人 ※定員に達し次第、受付を終了します
入場料 無料

内容	講演テーマ	講師
内容	西原台団地自治会の防災活動	波平常則氏(西原台団地自治会 自治会長)
	自主防災会活動の現状と課題	新城格氏(西原台団地自治会 防災部長、日本防災士)
	地震・津波・台風は災害か?	神谷大介氏(琉球大学工学部 環境建設工学科 准教授)

共催 沖縄気象台、沖縄県、西原町、NHK沖縄放送局、沖縄気象災害防止協議会、(公社)日本気象学会沖縄支部

緊急速報メールによる気象等及び噴火に関する 特別警報の配信について

現在、気象庁が発表する緊急地震速報及び津波警報については、携帯電話事業者を介して、携帯電話ユーザーに緊急速報メールで配信されています。これらにくわえて、新たに気象等及び噴火に関する特別警報についても、気象庁が自ら行う周知として携帯電話事業者の協力を得て、直接、携帯電話ユーザーに配信することとなりました。

配信対象者 NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクの携帯電話ユーザー

緊急速報メールで新たに配信する情報

気象等に関する特別警報(大雨、暴風、波浪、高潮、大雪または暴風雪の特別警報)
 噴火に関する特別警報(噴火警報(居住地域)が該当)

お問い合わせ 沖縄気象台 業務課 ☎833-4283 FAX836-8081 okinawa@jma-net.go.jp